

領事手数料改定のお知らせ

2019 年(平成 31 年)4 月 1 日から、下記のとおり、領事手数料が改定されます。

4 月 1 日以降の申請から、改定手数料が適用されますのでご注意ください(3 月 31 日までに申請された分については、受領が 4 月 1 日以降でも 2018 年度(平成 30 年度)の手数料が適用されます。)

例：2019 年 3 月 29 日(金)に申請を受理し、4 月 4 日(木)に旅券を受領する場合
⇒2018 年度(平成 30 年度)の旅券手数料が適用される。

2019 年(平成 31 年)4 月 1 日以降の領事手数料(単位:チェココルナ)

旅券(パスポート)

10 年(20 歳以上)	3, 130
5 年(12 歳以上)	2, 150
5 年(12 歳未満)	1, 170
記載事項変更旅券	1, 170
査証欄増補	490
帰国のための渡航書	490

証明

在留証明	230
出生、婚姻、死亡等、身分上の事項に関する証明	230
警察証明の翻訳証明	860
署名又は印章の証明(官公署に係るもの)	880
署名又は印章の証明(その他のもの)	330
自動車運転免許証抜粋証明	410
健康保険証明書抜粋証明	

➤手数料のお支払は、受領時に現金にてお釣りのないようお願い致します。

※クレジットカード、デビットカード、小切手、Postal Money Order など現金以外でのお支払いはできません。

(注意)領事手数料は、原則として毎年1回、4月1日付で改定され、同日以降の申請分に適用されます。